

# 談合情報対応マニュアル

## 1 一般原則

### (1) 情報の確認

- ・入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があった場合には、当該情報提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに総務部契約課（以下「契約課」）へ電話等により通報すること。
- ・情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、契約課へ通報するものとする。

### (2) 報 告

- ・契約課は、（1）により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報内容を報告書にまとめ、速やかに北見市談合情報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を招集し、報告を行うこと。

なお、契約課において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書をまとめ、報告を行うこと。

### (3) 調査委員会の招集及び審議

- ・調査委員会は、（2）により契約課からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び2以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議するものとする。

### (4) 公正取引委員会への通報

- ・調査委員会の審議を踏まえて2以下の手続きによることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において逐次公正取引委員会へ通報すること。

### (5) 報道機関との対応

- ・談合情報を北見市が把握した場合において、報道機関等から発注者としての対応についての

説明を求められた場合には、一次的には契約課が対応すること。また談合情報については、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにすること。

## **2 具体的な対応**

- ・談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手続等は、3に従い行うこと。

### **(1) 入札執行前に談合情報を把握した場合**

- ①談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会に通報すること。

- ②事情聴取

- ・入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。結果については事情聴取書を作成し、写しを公正取引委員会へ送付すること。
- ・事情聴取は、入札執行までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日に行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。

- ③- 1. 談合の事実のあったと認められる証拠を得た場合の対応

- ・事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、競争入札心得第8条を適用し、入札の執行を延期し又は中止するものとする。また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

- ③- 2. 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ・事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札にあたっては、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促すこと。この場合、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

また、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提示するよう要請することができるものとし、この場合、入札日に事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕のないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェッ

クの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上入札日を延期して入札を執行するのかのいずれかにより対応すること。

- ・工事費内訳書をチェックする場合、入札には積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、入念に行うこと。
- ・工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、③－1により対応すること。
- ・入札終了後に入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

## （２）入札執行後に談合情報を把握した場合

- ・入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札執行後において入札結果等を公表されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを調査委員会で審議すること。

### 《契約締結以前の場合》

①談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会に通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

#### ②事情聴取

- ・入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。結果については事情聴取書を作成し、写しを公正取引委員会へ送付すること。

#### ③－1. 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

- ・事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、競争入札心得第7条第10号を適用し、入札を無効とすること。また、その旨を公正取引委員会へ通報すること。

#### ③－2. 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ・事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札調書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

## 《契約締結後の場合》

①談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会に通報し、併せて入札調書の写しを送付すること。

### ②事情聴取

- ・入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。結果については事情聴取書を作成し、写しを公正取引委員会へ送付すること。
- ・事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合はその旨を公正取引委員会へ通報すること。

## 3 個別手続きの手順等

2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

### (1) 報告書

- ・契約課は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

### (2) 公正取引委員会への通報等

- ・公正取引委員会への通報等は、総務部契約課長名において行うこと。
- ・公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会 事務総局 北海道事務所 総務課（又は審査課）（札幌市中央区大通西12丁目 011-231-6300）である。

- ・公正取引委員会への通報等は、別記様式2を使用すること。

なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内の的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

- ・公正取引委員会へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができること。

### (3) 事情聴取の方法等

- ・事情聴取は、調査委員会の複数の委員により行うこと。
- ・事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別記様式3を参考とした事情聴取項目を通知した上、一社ずつ別室に呼び出し、聞き取りを行うこと。
- ・聴取結果については、別記様式3により事情聴取書を作成すること。

### (4) 誓約書の提出等

- ・誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- ・「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

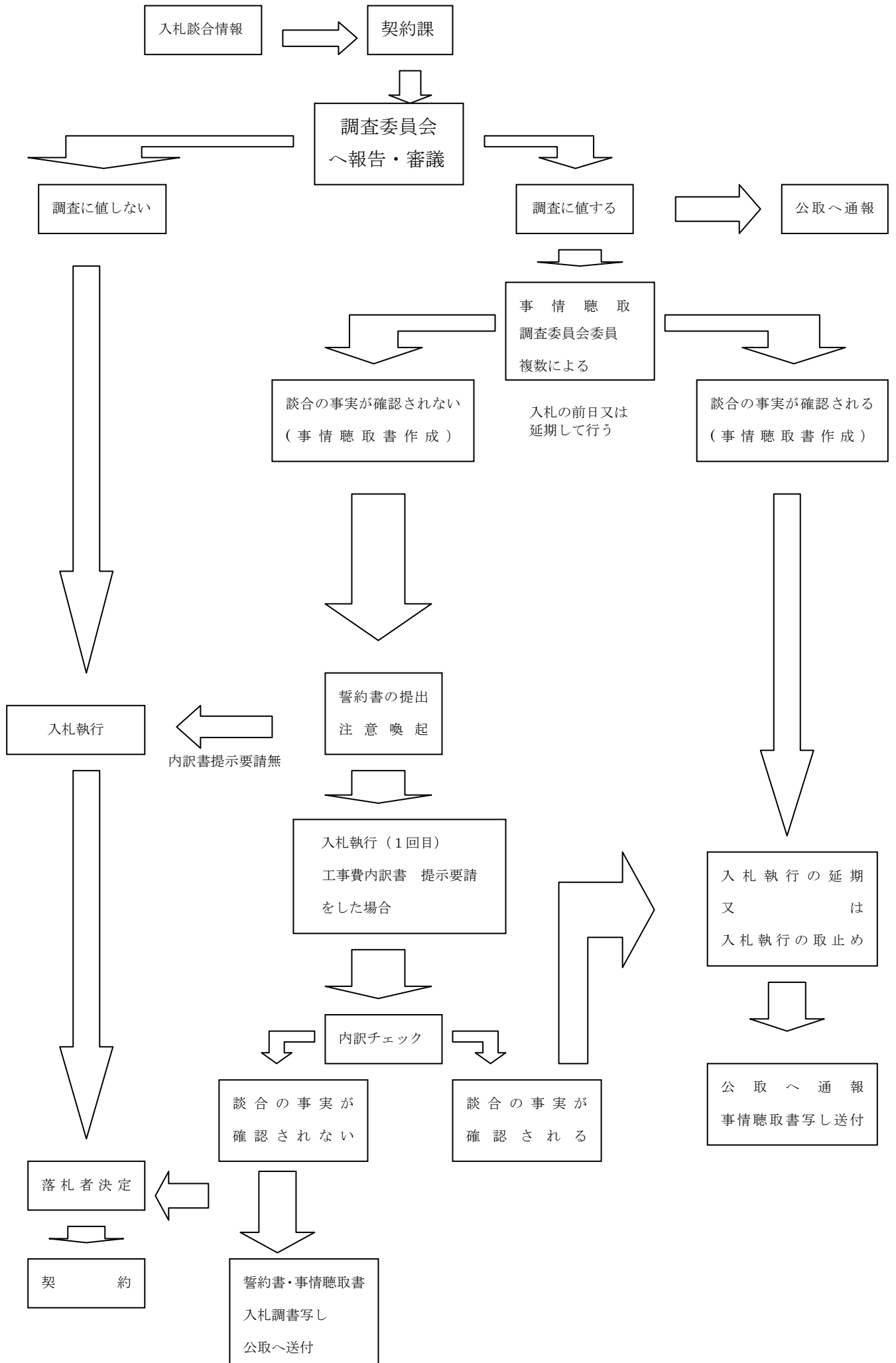
### (5) 工事費内訳書のチェック

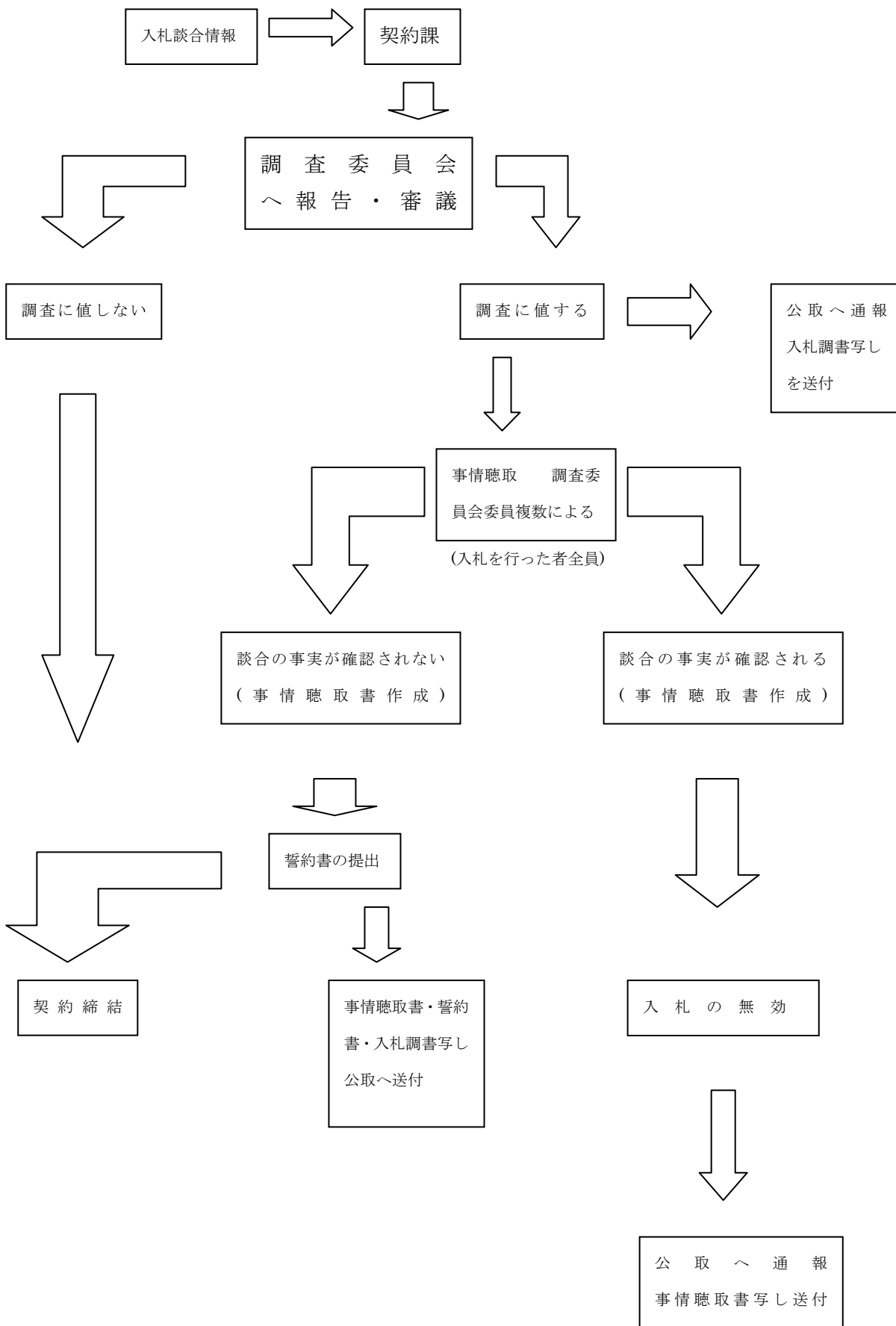
- ・工事費内訳書の提示にあたっては、入札執行に際し積算担当者が立ち会うこと。
- ・第1回目の入札において、入札参加者全員が入札書を入札函に投入した後に、積算担当者が、工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックすること。
- ・工事費内訳書を入札者に返却した後に開札すること。

附則 このマニュアルは、平成18年3月5日から施行する。

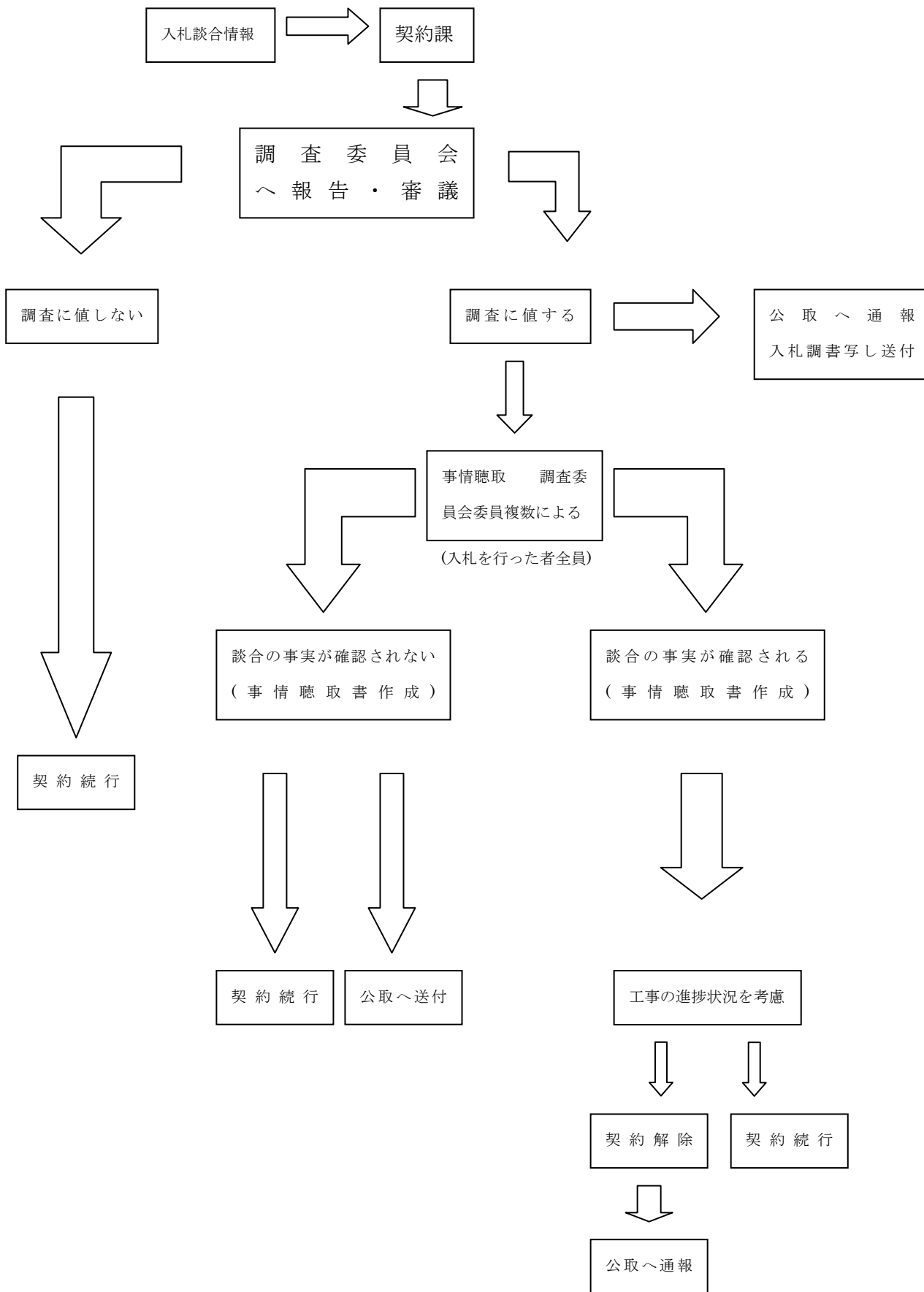
附則 このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

附則 このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。





談合情報への対応フローその3 **契約締結後**





## 談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 役職・氏名等 ・その他
受 信 者	
情 報 手 段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

北 第 号  
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局  
北海道事務所長 様

北見市長  
(総務部 契約課)

## 談合情報に関連する資料の送付について

北見市所管の 工事の入札に係る談合情報に関連する資料  
を別添のとおり送付いたします。

### 記

1. 談合情報報告書 (写し)
2. 事情聴取書 (写し)
3. 誓約書 (写し)
4. 入札調書 (写し)
5. 入札に関する連絡 (無効・延期・取消)  
(該当するものに○印を付けること)

## 事 情 聴 取 書

工事名（委託名）

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時 平成 年 月 日

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>1、工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2、本件工事（委託）について、他社の人と何らかの打ち合せ、又は話し合いをしたことがありますか。</p> <p>3、あったとすれば、どの様な内容の打ち合せ、または話し合いでしたか。</p>	

誓 約 書

平成 年 月 日

北見市長 様

会 社 名

代表者名

担当者名

今般の 工事（委託）の競争入札に関し、北見市競争入札心得第4条の規定に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

## 入札執行に係る注意事項

1. 本件入札について、談合があったとの通報がありましたが、北見市競争入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
2. 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、北見市競争入札心得第7条第10号により入札は無効とします。